

限日現金決済先物取引 実施細則

株式会社堂島取引所

限日現金決済先物取引実施細則

(目的)

第1条 この細則は、株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）の業務規程第3条第13項の規定に基づき、限日現金決済先物取引に関し必要な事項を規定する。

(理論現物価格の算出方法)

第2条 理論現物価格（業務規程第160条第1項に規定する理論現物価格をいう。以下同じ。）の算出方法は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 次のイ又はロの定めるところにより算出した値

イ 金、銀又は白金のそれぞれについて、一の計算区域（株式会社日本証券クリアリング機構がその業務方法書において、当社の貴金属市場に関し定める計算区域をいう。以下同じ。）の日本時間午後3時30分00秒から午後3時45分59秒までの間に、当社が指定する通信社が配信する、金（XAU）、銀（XAG）又は白金（XPT）のそれぞれの価格情報の仲値を単純平均したものに、同一の時間帯において当該通信社が公表した外国為替相場（アメリカ合衆国ドル対日本円）の仲値の単純平均を乗じて得た値

ロ 金、銀又は白金のそれぞれについて、次のいずれかの場合に該当するときは、日本時間午後3時15分00秒から午後3時45分00秒までの間における、当社商品市場における金、銀又は白金のそれぞれについて、約定値段と取引数量の加重平均により算出した値

i イに掲げる時間帯において価格の公表がなかった場合

ii 当社の責めに帰さない事由により、イに掲げる価格情報について当社がその全部又は一部を入手できなかった場合

ハ ロに掲げる時間帯において約定値段が存在しない場合は、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段が存在しない場合には、直前計算区域の理論現物価格

(2) 前号の規定により算出した値が適当でないと当社が認める場合は、次のイ又はロに定めるところにより算出した価格

イ 日中立会終了時において直前計算区域における理論現物価格より低い値段を指定した売注文が存在する場合にあっては、当該売注文のうち最も低い値段を指定した売注文の値段

ロ 日中立会終了時において直前計算区域における理論現物価格より高い値段を指定した買注文が存在する場合にあっては、当該買注文のうち最も高い値段を指定した買注文の値段

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の規定に基づき算出した値について、適当でないと

当社が認めるときは、代表取締役社長の判断により定める値とする。

(当社が指定する通信社)

第3条 前条第1項第1号の当社が指定する通信社は、以下のとおりとする。

リフィニティブ・ジャパン株式会社

(変更又は廃止)

第4条 この規則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

この細則は、令和5年3月27日から施行する。

附則（令和6年8月6日）

この細則の変更は、令和6年8月13日から施行する。

附則（令和6年10月31日）

- 1 この細則の変更は、令和6年11月5日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。